平成２８年（フ）第３６９号
兵庫県尼崎市富松町１丁目12番10号
債務者　山本　一雄
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５号
徳島県美馬市脇町字曽江名1054番地２
債務者　森脇　健一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第６１号
大分県別府市大字北石垣825番地の12
債務者　鈴木　正徳
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４７９号
神戸市垂水区神陵台２丁目３番28―413号
債務者　儀間　弘美
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６号
兵庫県佐用郡佐用町乃井野1274番地２、従前の住所兵庫県佐用郡佐用町乃井野1274番地３
債務者　川副　和世
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第１５５号
千葉県八街市八街ほ974番地１　サンハイツⅡ203
債務者　小舟戸栄二
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第９０１号
愛知県北名古屋市鹿田大門66番地　マンションサン202号、従前の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字流川132番地　コーポラス藤Ｂ―201
債務者　松崎　　聡
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９５２号
愛知県春日井市高蔵寺町北３丁目10番地１　第２コーポ松本208号、従前の住所愛知県春日井市高蔵寺町北３丁目10番地１　第２コーポ松本201号
債務者　外間　　瞳
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９６９号
名古屋市中川区高畑１丁目231番地　うらら205号
債務者　鬼頭　侑大
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７号
佐賀市鍋島町大字八戸溝1238番地１　市営西佐賀団地312号
債務者　高口　徹志
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
広島県福山市多治米町２丁目７番８―12号Ａ102
債務者　宮地佐代子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第８６号
広島県福山市駅家町大字万能倉1290番地１
債務者　藤井　祐慈
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第９２号
広島県福山市内海町イ431番地
債務者　田窪　幸博
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１２２号
青森市大字幸畑字唐崎24番地11
債務者　佐藤　　良
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８１号
青森県弘前市大字鬼沢字山ノ越234番地15
債務者　棟方　郁子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第９６号
神奈川県三浦郡葉山町木古庭640番地の４
債務者　佐野　正浩
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１０７号
神奈川県横須賀市三春町５丁目92番地５　フレグランス三春町Ａ―102
債務者　大木　香澄（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部